ＮＨＫ等歳末たすけあい義援金配分実施要領

（目的）

1. ＮＨＫ等歳末たすけあい義援金配分要綱（以下、「ＮＨＫ等配分要綱」という。）第５条第１号及び第１２条に基づきテーマ関係事業に係る取り扱いを定める。

（配分の対象外）

第２条　配分要綱第５条第１項第１０号により配分の対象外となるものは次のとおりとする。

（１）国、地方公共団体から補助を受けた事業で別に定める基準に該当する場合

（２）経営上、余裕のある団体で別に定める基準に該当する場合

（事業内容）

第３条　事業内容は次のとおりとする。

（１）テーマ事業

　ア　身体障害者（児）、知的障害者（児）、支援を必要とする高齢者等の配分

事業

イ　中央共同募金会の共通助成テーマに係る配分事業

　　ウ　配分額は３０万円を上限とし、配分率は対象事業費の９０％以内とする。

（２）車両整備及び備品購入

　　　ＮＨＫ等配分要綱第１条に規定する目的を達成するために必要な車両整備及び備品等の購入は次のとおりとする。

　　ア　車両は上限を２００万円とし、リース契約も可能とする。

　　（ア）　一般車両の助成率は４分の３とする

　　（イ）　福祉車両の助成率は５分の４とする

　　イ　備品等は上限を５０万円とし、リース契約も可能とする。

　　（ア）助成率は４分の３とする。

（対象外経費）

第４条　前条第１号の配分事業の申請について次の経費は対象外とする。

（１）役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、会の運営に要する経費

（２）２件以上にまたがる地域を対象とした大会や会議に要する経費

（３）会報・機関誌、飲食費、旅費、個人支給に関わる経費

（４）その他、県民の理解が得られない事業の経費

（配分申請）

第５条　配分を受けようとする者は、ＮＨＫ等歳末たすけあい義援金テーマ関係事業配分申請書（様式１）を三重県共同募金会（以下、「本会」という。）へ提出する。

（配分の決定）

第６条　配分の決定は１１月に行う。

（変更申請）

第７条　受配者は、配分の決定後にやむを得ない事情により変更したい場合は、事業着手前に変更申請書（様式２）を提出し、承認を得なければならない。

（事業実施期間）

第８条　受配者は、事業を１２月から３月までに実施する。

（使途報告）

第９条　受配者は、事業完了後は速やかに使途報告書（様式３）を提出する。

（補則）

第１０条　この配分実施要領に定めのない事項は別に定める。

附則

この実施要領は令和元年度の事業から適用する。

この実施要領は令和３年度の事業から適用する。

この実施要領は令和６年度の事業から適用する。

この実施要領は令和７年度の事業から適用する。